平成31年2月市議会 教育厚生委員会資料

第36号議案 長崎市犬取締条例等の一部を改正する条例

∄	次	ページ
1	長崎市犬取締条例等の一部を改正する条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
2	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	* 5
参	考】消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて・・	• 8

市 民 健 康 部 平 成 3 1 年 2 月

Ø . · . •

1 長崎市犬取締条例等の一部を改正する条例の概要

(1)消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料の改正:

ア 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を 改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を 転嫁するため飼い犬の返還の手数料等を改正するとともに、所要の整備を行うもの。

イ 改正の内容

(ア) 長崎市犬取締条例

区分現行改正案抑留された飼い犬
の返還手数料1頭につき
3,702円1頭につき
3,771円

(参考)

平成 30 年度 件数 (見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
60 件	4, 140 円

(イ) 長崎市手数料条例

区分	現行	改正案		
犬又はねこの引取	1件につき	1件につき		
手数料	2,057円	2, 095 円		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
30 件	1, 140 円

(ウ) 長崎市夜間急患センター条例

区分	現行	改正案		
消費税の課税の対象	第5条第2項に定め	第5条第2項に定め		
となる療養、医療等	る額に <u>100 分の 108</u>	る額に <u>100分の110</u>		
に係る使用料*	を乗じて得た額	を乗じて得た額		
	1通につき	1通につき		
診断書料	3,085 円以上	<u>3,142 円</u> 以上		
	<u>7, 200 円</u> 以下	<u>7,333 円</u> 以下		
	1通につき	1通につき		
証明書料	<u>1,028 円</u> 以上	<u>1,047 円</u> 以上		
	<u>2,057円</u> 以下	<u>2,095 円</u> 以下		
合計				

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
0 件	0円
29 件	1, 848 円
3 件	57 円
32 件	1, 905円

(工) 長崎市国民健康保険診療所条例

区分	現行	改正案		
消費税の課税の対象	第4条第2項に定め	第4条第2項に定め		
となる療養、医療等	る額に <u>100分の108</u>	る額に <u>100分の110</u>		
に係る使用料*	を乗じて得た額	を乗じて得た額		
	1通につき	1通につき		
診断書料	<u>3,085 円</u> 以上	<u>3, 142 円</u> 以上		
	<u>7, 200 円</u> 以下	<u>7,333 円</u> 以下		
	1 通につき	1 通につき		
証明書料	<u>1,028 円</u> 以上	<u>1,047円</u> 以上		
	<u>2, 057 円</u> 以下	<u>2,095 円</u> 以下		
合計				

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
416 件	8, 279 円
36 件	2, 205 円
27 件	1,005円
479 件	11, 489 円

(才) 長崎市診療所条例

区分	現行	改正案
消費税の課税の対象	第4条第2項に定め	第4条第2項に定め
となる療養、医療等	る額に <u>100分の108</u>	る額に <u>100分の110</u>
に係る使用料※	を乗じて得た額	を乗じて得た額
	1 通につき	1通につき
診断書料	<u>3,085 円</u> 以上	<u>3, 142 円</u> 以上
·	<u>7, 200 円</u> 以下	<u>7,333 円</u> 以下
	1 通につき	1 通につき
証明書料	<u>1,028 円</u> 以上	<u>1,047 円</u> 以上
	<u>2,057 円</u> 以下	<u>2,095 円</u> 以下
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
161 件	16, 322 円
41 件	2, 983 円
1 件	19円
203 件	19, 324 円

[※]消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る使用料:病気ではないため保険診療が適用されない療養、医療等にかかる使用料(例:健康診断、インフルエンザ予防接種等)

ウ 所要の整備

(ア)対象となる条例

長崎市国民健康保険診療所条例、長崎市診療所条例

(イ)内容

・・第9条

<改正前>

診療所の建物、附属設備等を汚損し、<u>き損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

<改正後>

診療所の建物、附属設備等を汚損し、<u>毀損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

工 施行期日 平成31年10月1日

(2) 介護サービスに係る厚生労働省告示の改正に伴う所要の整備

ア 改正理由

長崎市国民健康保険診療所条例及び長崎市診療所条例において、介護サービスに係る使用料の規定の中で引用している「厚生労働大臣が定める1単位の単価」が平成27年3月に全部改正されたが、告示年及び告示番号について改正がされていないことが判明したため、所要の整備を行うもの。

イ 条例の改正の内容

(ア)対象となる条例

長崎市国民健康保険診療所条例、長崎市診療所条例

(イ) 改正の内容

第4条第1項第2号

<改正前>

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第 127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単価(<u>平成12年厚生省告示第22号</u>)により 算定した額

<改正後>

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第 127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)に より算定した額

ウ 施行期日 公布の日

2 新旧対照表

(1)長崎市犬取締条例新旧対照表(抜粋)

現行	改正案
(返還手数料)	(返還手数料)
第7条 飼い主は、第5条第1項の規定により抑	第7条 飼い主は、第5条第1項の規定により抑
留された飼い犬を引き取る場合には、返還手数	留された飼い犬を引き取る場合には、返還手数
料として1頭につき 3,702円を納入しなけれ	料として1頭につき <u>3,771 円</u> を納入しなけれ
ばならない。	ばならない。

(2) 長崎市手数料条例新旧対照表(抜粋)

現行						改正案				
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の 根拠とな る法令等		手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の 根拠とな る法令等
 (224) 犬又はねこ	成犬又は成ねこ	1件	<u>2, 057</u>	動物の愛護及び管理に関す	護及び管 (224) (224)	成犬又は成ねこ	1件	<u>2, 095</u>	動物の愛護及び管理に関す	
の引取手数料	成犬又は成ねこ	1 件	<u>2, 057</u>	る法律第 35条第1 項		犬又はねこの引取手数料	成犬又は成ねこ	1件	2, 095	る法律第 35条第1 項

(3) 長崎市夜間急患センター条例新旧対照表(抜粋)

現行

(使用料)	(使用料)
第5条 使用料は、次のとおりとする。	第5条 使用料は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
2 前項の場合において、消費税の課税の対象と	2 前項の場合において、消費税の課税の対象と
なる療養、医療等に係る使用料は、同項に定め	なる療養、医療等に係る使用料は、同項に定め
る額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。こ	る額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。こ
の場合において、5円未満の端数が生じたとき	の場合において、5円未満の端数が生じたとき
は、その端数を切り捨て、5円以上10円未満	は、その端数を切り捨て、5円以上10円未満
の端数が生じたときは、その端数を切り上げる	の端数が生じたときは、その端数を切り上げる
ものとする。	ものとする。

改正案

(手数料)

第6条 手数料は、次のとおりとする。

(1) 診断書料

1通につき 3,085円以上 7,200円以下

(2) 証明書料

1通につき 1,028 円以上 2,057 円以下

(手数料)

第6条 手数料は、次のとおりとする。

- (1) 診断書料 1通につき 3,142 円以上 7,333 円以下
- (2) 証明書料 1 通につき 1,047 円以上 2,095 円以下

(4) 長崎市国民健康保険診療所条例新旧対照表(抜粋)

現行

(使用料)

第4条 使用料は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定 に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、 指定介護予防サービスに要する費用の額の算 定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第 127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単 価(平成12年厚生省告示第22号)により算定 した額
- (3) (略)
- (4) (略)
- 2 前項の場合において、消費税の課税の対象と なる療養、医療等に係る使用料は、同項に定め る額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。こ の場合において、5円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り捨て、5円以上10円未満 の端数が生じたときは、その端数を切り上げる ものとする。

(手数料)

第5条 手数料は、次のとおりとする。

(1) 診断書料

1通につき 3,085 円以上 7,200 円以下

(2) 証明書料

1通につき 1,028 円以上 2,057 円以下 (損害賠償)

第9条 診療所の建物、附属設備等を汚損し、き 第9条 診療所の建物、附属設備等を汚損し、毀 損し、又は滅失させた者は、市長の定めるとこ

改正案 (使用料)

第4条 使用料は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定 に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、 指定介護予防サービスに要する費用の額の算 定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第 127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単 価(平成27年厚生労働省告示第93号)により 算定した額
- (3) (略)
- (4) (略)
- 2 前項の場合において、消費税の課税の対象と なる療養、医療等に係る使用料は、同項に定め る額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。こ の場合において、5円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り捨て、5円以上10円未満 の端数が生じたときは、その端数を切り上げる ものとする。

(手数料)

第5条 手数料は、次のとおりとする。

(1) 診断書料

1.通につき 3,142 円以上 7,333 円以下

(2) 証明書料

1通につき 1,047円以上 2,095円以下 (損害賠償)

損し、又は滅失させた者は、市長の定めるとこ

ろにより、その損害を賠償しなければならな い。ただし、市長がやむを得ない理由があると 認めるときは、この限りでない。

ろにより、その損害を賠償しなければならな い。ただし、市長がやむを得ない理由があると 認めるときは、この限りでない。

(5) 長崎市診療所条例新旧対照表(抜粋)

現行

(使用料)

第4条 使用料は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定 に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)。 指定介護予防サービスに要する費用の額の算 定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第 127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単 価(平成12年厚生省告示第22号)により算定 した額
- (3) (略)
- (4) (略)
- 2 前項の場合において、消費税の課税の対象と なる療養、医療等に係る使用料は、同項に定め る額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。こ の場合において、5円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り捨て、5円以上10円未満 の端数が生じたときは、その端数を切り上げる ものとする。

(手数料)

第5条 手数料は、次のとおりとする。

(1) 診断書料

1通につき 3,085円以上 7,200円以下

(2) 証明書料

1通につき 1,028 円以上 2,057 円以下 (損害賠償)

第9条 診療所の建物、附属設備等を汚損し、き 第9条 診療所の建物、附属設備等を汚損し、設 損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところ により、その損害を賠償しなければならない。た だし、市長がやむを得ない理由があると認めると きは、この限りでない。

改正案

(使用料)

第4条 使用料は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定 に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、 指定介護予防サービスに要する費用の額の算 定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第 127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単 価(平成27年厚生労働省告示第93号)により 算定した額
- (3) (略)
- (4) (略)
- 2 前項の場合において、消費税の課税の対象と なる療養、医療等に係る使用料は、同項に定め る額に100分の110を乗じて得た額とする。こ の場合において、5円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り捨て、5円以上10円未満 の端数が生じたときは、その端数を切り上げる ものとする。

(手数料)

第5条 手数料は、次のとおりとする。

(1) 診断書料

1通につき 3,142 円以上 7,333 円以下

(2) 証明書料

1通につき 1,047円以上 2,095円以下 (損害賠償)

損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところ により、その損害を賠償しなければならない。た |だし、市長がやむを得ない理由があると認めると きは、この限りでない。

【参考】

消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、 国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える 現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続 性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策と して、消費税率が平成31年10月1日に8%から10%へ引き上げられることとなった。 長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、

(1)消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。 75条例が改正対象。

(2) 消費税転嫁の方針

- ア 外税については、100分の108を100分の110とし、消費税引上げ分を転嫁する。
- イ 内税については、消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。
 - ※平成26年4月1日に5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。
 - ※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料 を含む。

(3)種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位_	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1円単位	各種手数料	1円単位